

佐賀県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年十一月二十六日から平成二十二年十二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	佐賀市嘉瀬町大字十五字古籠二二三二 二番三地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字古籠二二三九 九番三地先まで	平成二二・一一・二六